

賃金・物価スライド制度の概要

賃金・物価変動により上昇した管理運営コストを委託料に反映。リスクを指定管理者だけに負わせず、事業の継続性と安定性を確保するために導入する。

1 対象施設

- ① 原則全ての指定管理施設に適用（対象は令和8年度公募、令和9年度指定期間開始の施設から対象とし、順次拡大）
- ② 制度導入の時点で既に指定期間中である施設については、新たに導入するスライド制度の適用対象外とする。これらの施設については、現行協定の「必要に応じて協議のうえ都度決定する」という規定に基づき、物価高騰等の影響が著しい場合には、指定管理者との協議を行い、必要に応じて指定管理料等の変更を検討

2 対象経費

- ① 施設運営にかかる支出計画額を人件費（指定管理者から直接雇用され、直接業務に従事する職員の賃金・社会保険料等）、光熱水費、その他物件費の3つに分け、それぞれ変動を測る指標を設定
- ② 各経費の1%（事業者が負担すべきリスクとして設定）を超える変動率が見られた場合に、翌年度の支出計画額において変動を反映
- ③ 指定期間初年度の経費については、募集時の積算に賃金・物価水準の変動が反映されていると考えられるため、適用対象外

3 スライド額の算定指標

対象経費		指標
人件費	正規職員	京都市人事委員会が公表する「民間給与実態調査」から算出した平均年間給与額の変動率
	非正規職員	京都労働局が公表する「京都府最低賃金」の変動率
光熱水費		日本銀行が公表する「国内企業物価指数」の「電力・都市ガス・水道」項目の年間平均値の変動率
その他物件費		日本銀行が公表する「企業向けサービス価格指数」の「建物サービス・警備」項目の年間平均値の変動率

4 その他

- ① スライド制度の適用による増額分が、賃金・物価の高騰に伴う運営コストの上昇（例：職員の処遇改善）に適切に活用されているかを、事業者からの報告書を通じて確認する。
- ② 社会経済情勢の変化に応じて施設の運営コストを適正化するという制度趣旨から、変動率がプラスとなる場合は増額し、マイナスとなる場合は減額する。

賃金・物価スライド制度のイメージ

